

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

1. 健康保険と所得税、被扶養者の違い
2. 算定基礎届時の社会保険調査について
3. 腰痛の労災認定

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 健康保険と所得税、被扶養者の違い

6 月 10 日より協会けんぽの被扶養者資格再確認が始まりました。

被扶養者資格再確認とは、現在健康保険の扶養となっている人が被扶養者の要件を満たしているか確認する届出です。

平成 28 年度扶養者資格再確認(協会けんぽ)

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g5/cat590/info280603>

扶養の要件、特に健康保険と所得税における要件の違いについて顧問先様からご質問を頂くことがあります。

健康保険は年 130 万円以上、所得税は年 103 万円を超えると扶養から外れるということはよく知られていますが、収入の考え方や収入に含まれる範囲など、細かい点で迷ってしまうことが多いようです。

健康保険と所得税、扶養となるタイミングや収入の範囲には以下のような違いがあります。

<健康保険の扶養>

現時点での収入を年間見込額に換算して 130 万円未満ならば、その時点で扶養となる。

公的年金や健康保険の傷病手当金、出産手当金なども収入に含まれる。

<所得税の扶養>

その年の 1 月から 12 月の収入が 103 万円以下ならば、その年は扶養となる。

傷病手当金や出産手当金、遺族基礎年金、遺族厚生年金など所得税法その他の法

令などで非課税扱いのものは収入に含まない。

このように健康保険と所得税では扶養の要件が異なります。
実務上、健康保険の扶養と給与計算で所得税計算を行う上での扶養は必ずしもリンクしないという点には注意が必要です。

(望月)

2. 算定基礎届時の社会保険調査について

算定の時期です。算定とは被保険者が実際に受ける報酬と、すでに決定されている「標準報酬月額」に大きな差が出ないように、毎年1回標準報酬月額を見直す作業となります。

毎年この算定基礎届の際、一部事業所に年金事務所の調査が入ります。この調査の概要と注意点をお伝えします。

対象となるのは、年金事務所により異なりますが東京都ではランダムに選ばれた管轄内の4分の1の事業所です。4年間で全事業所を一巡します。

調査の対象となった事業所には、算定基礎届の書類とは別便で調査の案内書類が郵送されます。

見慣れない書類のために見落としてしまわないよう注意しましょう。

調査は指定された日時に、算定基礎届出書類と併せて、源泉税の納付書や賃金台帳等、指定された調査資料を持って原則として管轄の年金事務所に出向いて行われます。

年金事務所によっては、過去半年から1年分の社会保険に関する資格取得・喪失や月額変更等の届出控書類を求められる場合もあります。

それでは、何を調査されるのでしょうか。

簡単に言うと、社会保険の適用が適切になされているかどうかです。

具体的には主に次のような項目となります。

◇加入対象者がきちんと加入しているか？

・未加入者の勤務時間は一般従業員のおおむね4分の3未満となっているか

◇社会保険加入時期は正確か？

・入社時期に合わせて加入しているか

・短時間パートからフルタイムに変更となった時点で加入しているか

・試用期間も加入しているか

◇標準報酬月額のとり方は正確か？

・残業代や歩合給も見込んで報酬月額を算定しているか

◇月額変更は正しく届出ているか？

未加入の指摘を受けた場合は、最大で2年遡及して社会保険料を支払うことになる可能性もあります。

また、来年からは社会保険においてもマイナンバー始動の予定ですので、未加入等もより摘発されやすい状況となっていくことは必至です。

加入モレや標準報酬月額等の不適正な適用がないかどうか今一度見直しましょう。

(中山)

3. 腰痛の労災認定

工作中的ケガは基本的に労災の対象となりますが、腰痛は場合によって労災と認められないことがあります。

腰痛が労災と認められるケースは、主に下記2つの原因によるものとなります。

1.災害性の原因による腰痛(腰に対して急激な力が突発的な出来事により生じて腰を負傷した、もしくは既往症の腰痛を著しく悪化させた場合)

例:2人で重量物の運搬中、1人の手が滑って荷物を放してしまい、もう1人に急激な力が加わったことによる腰痛

2.災害性の原因によらない腰痛(突発的でなく、継続的に重量物を取り扱う作業が原因の場合)

例:毎日数時間、腰に負担のかかる姿勢で行う仕事を短期間(約3か月以上)行ったことによる筋肉等の疲労を原因とした腰痛

例:労働時間の半分程、20kg程度の重量物を取り扱う仕事を長期間(約10年以上)行い、骨の変化を原因とした腰痛

日常的な動作で起こる「ぎっくり腰」は、労働時間中に起こっても仕事が直接関係ない場合は労災として認められません。

例:落とした書類を拾おうとして、かがんだ際にぎっくり腰になった場合

ただし、ぎっくり腰が全て労災と認められないということではなく、その時の状況によってさまざまです。

狭い場所で無理な姿勢で作業している時等、明らかに業務に起因している場合は認

められます。

いずれの場合も、労災の認定をするのは労働基準監督署です。本人が申請を希望する場合は、会社で労災か否かを判断せずに申請を行うようにしましょう。
また、上記に照らし合わせ労災の可能性が低いと考えられる場合は、事前に本人に伝えておくといでしょう。

(佐藤)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之、中山貴子

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
